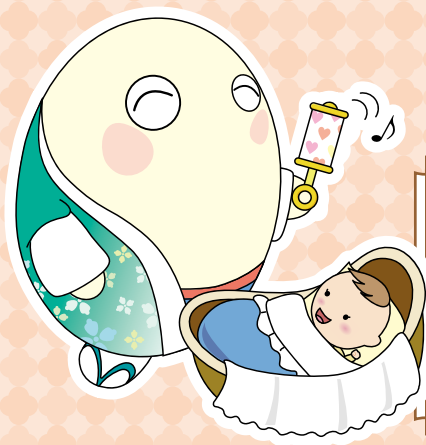


子育て家庭のための 健康ガイド



保護者の氏名

子の氏名

利用にあたって

- ◎この冊子は、生まれてくる子どもとそのお父さん・お母さんその他の保護者のための京都府・市町村行政が行っている保健サービス、子育てに関する情報、子育て関連の機関などについて、紹介しています。
- ◎母子健康手帳と一緒に持ちください。また、双子以上のお子さんが生まれることがわかった場合は、居住地の市役所、町村役場から新たに母子健康手帳と併せて、この冊子も交付してもらってください。
- ◎市町村行政保健・福祉サービスや様々な制度の手続きは、市町村によって異なりますので基本的なことのみ記載しています。
詳しくは市町村でお確かめください。

なお、この手帳に記載の制度は、令和3年4月現在のものです。



マタニティマーク

妊娠中、特に外見で妊婦であるかどうか判断しづらい初期は、赤ちゃんの成長はもちろん、お母さんの健康を維持するためにもとても大切な時期です。

公共交通機関で移動する際などは、マタニティマークを活用しましょう。

詳しい活用方法や内容については厚生労働省のホームページをご覧ください。

● はじめに

この冊子は、妊娠届を提出されたお母さん・お父さんにお渡ししています。

はじめての赤ちゃんを迎えられる、新人お母さん・お父さんでしょうか。それとも、もう何人か赤ちゃんを抱いたことのあるお母さん・お父さんでしょうか。

新しく家族が増えるよろこびと、これからの生活の変化や育児に少し不安もあるかもしれません。そんなときは、パートナーをはじめ、おじいさん、おばあさん、ご近所の方々など、悩みを分かち合える人の存在を思い出してください。そして、お子さんを通して広がる新たな人々との出会いが、きっとあなたの世界をより広く豊かにしてくれることでしょう。

この冊子では、母体の健康とお子さんの健やかな成長を願って、妊娠中から出産・子育てまで活用できる情報や制度について紹介しています。市町村や保健所等の関係機関窓口はあなたからの相談をいつでもお待ちしております。

お母さん・お父さんもお子さんと一緒に悩んだり、笑ったりしながら少しずつ、成長していきましょう。この冊子はそのガイドとなれば幸いです。

● もくじ

1. 妊娠がわかったら

1. 母子健康手帳.....	1
2. 妊娠中の健康管理	2
3. 安心して赤ちゃんを迎えるために	4
4. 妊娠中・出産後の労働	5

2. 出産にかかわる給付や制度について

1. 出産育児一時金と産科医療補償制度.....	6
2. 出産費用に不安のある方へ	6
3. 仕事をもつ方のための手当や制度	7
4. 出産にかかわる国民年金保険料および社会保険料の免除制度...	8

3. 赤ちゃんが生まれたら

1. 新生児期の検査や行政保健サービス.....	9
2. 乳幼児期の行政保健サービス	11
3. 児童手当と医療費助成	12

4 身近な地域の子育て支援について

1. 子育てひろば（地域子育て支援拠点）.....	13
2. 未入园児一時保育事業	14
3. ファミリー・サポート・センター	14
4. 京都府子育て支援認証団体	14

5. 障害や病気等で支援が必要な子どものために

1. 日常生活や家庭での療育・育児の支援	16
2. 養育や医療費にかかわる助成	16

6. ひとり親家庭の方へのサポート

1. 受けられる手当や助成	19
---------------------	----

7. ご活用ください、京都府の子育て支援事業

1. きょうと子育てピアサポートセンター	20
2. きょうと子育て応援パスポート事業.....	21
3. 子どもの健康管理応援サイト「ちゃいるす」.....	22
4. 京都健康医療よろずネット	22
5. 京の子育て応援総合融資「Tomorrow-loan」(トゥモローン)	23
6. 京都おもいやり駐車場利用証制度	23

8. 困ったときは、ご相談ください

妊娠出産や育児、不妊治療に関する相談窓口	24
仕事と不妊治療の両立に関する相談窓口.....	24
休日・夜間などの急な病気の相談	24
育児や発達についての相談	24
児童の福祉や発達、虐待・DV についての相談.....	24
母性健康管理措置やマタニティハラスメント等に関する相談 ...	25
働きたい女性のための総合窓口	25
ひとり親家庭の方の就業・生活相談.....	25

9. 府内の窓口一覧

市町村母子健康相談窓口・子育て世代包括支援センター	26
京都府保健所.....	29
福祉事務所及び府福祉担当公所	29
家庭支援総合センター及び児童相談所	31

1 妊娠がわかったら

1 母子健康手帳

母子健康手帳は、母体の健康管理を記録する大切な手帳ですので、外出時などは携帯するように心がけましょう。

● 妊婦健康診査を受けましょう ▶問合わせ 市役所 町村役場

産婦人科や助産院で定期的に妊婦健康診査を受けることは、母体の健康状態やおなかの赤ちゃんの成長をみるために、大変重要です。標準的な健診回数は、妊娠初期から妊娠 23 週（6 か月）までは 4 週間に 1 回、妊娠 24 週（7 か月）以降は 2 週間に 1 回、さらに妊娠 36 週（10 か月）以降は 1 週間に 1 回とされています。また、多胎妊娠の場合は、国の目安の回数を超えて、健康診査を受けることができます（一部市町村を除く）。

なお、妊婦健康診査については、指定されている医療機関で各市町村から配布される受診券を利用することで、公費で受診することができます。

B 型肝炎 HBs 抗原検査（1 回）や、ヒト T 細胞白血病ウイルス -1 型（HTLV-1）などの感染症の検査も同時に受けられます。

HBs 抗原検査の結果が陽性の方は、母子感染を防止するため、医療機関で赤ちゃんへのワクチンの投与等を受けましょう。

HTLV-1 の検査結果が陽性の方は、母乳感染を予防することが大切です。医療機関などで詳しい栄養の方法や保健指導を受けましょう。

妊娠中に転居されるときは

住所が変わられるときは、必ず転居前・転居後の市町村母子健康相談窓口・子育て世代包括支援センター（26～28 ページ）にご連絡ください。妊娠中や産後に受けられる母子保健サービスは、市町村や都道府県によって異なる場合がありますので、事前に転居先の市町村でのサービスを確認しておきましょう。

2 妊娠中の健康管理

● 妊娠中の歯の健康について

▶問合わせ 市役所 町村役場

妊娠中は、つわりや女性ホルモン増加の影響で、歯や歯ぐきのトラブルが起こりやすくなっています。市町村によっては、歯科健診の助成や歯や口の教室などを実施していますので、それらの機会を活用し、安定期の妊娠5～7か月（妊娠16～27週）に歯の治療や健診を受けるようにしましょう。

● 妊娠高血圧症候群に気をつけましょう

▶問合わせ 市役所 町村役場

「身体がむくんでいる」「尿にタンパクが出る」「血圧が高い」などの症状があるときは、妊娠高血圧症候群の疑いがあります。

妊娠高血圧症候群は、重症になると母体や胎児が危険な状態になることもありますので、注意が必要です。

＊市町村では、保健師・助産師による日常生活上の注意や栄養・運動・休養などについての保健指導を実施しています。症状があるときは、市役所または町村役場にご連絡ください。

妊娠中毒症(※)等療養援護

▶問合わせ 京都府保健所

妊娠高血圧症候群にり患している妊産婦が早期に適正な療養を受けられるために医療費の一部を公費負担する制度です。

所得制限、申請できる期限などが決められていますので、該当される場合は速やかにご相談ください。

＊前年度の所得税の課税額が1万5,000円以下の世帯に属する者であり、退院した日以降30日以内に申請が必要となります。

※妊娠中毒症は、妊娠高血圧症候群へ名称変更されました。

● 妊娠中の風しん感染を防ぐために

▶問合わせ 市役所 町村役場 京都府保健所

免疫の無い女性が妊娠初期に風しんに感染すると、胎児に感染して、出生児に先天性風しん症候群と総称される障害を引き起こすことがあります。

感染時期が妊娠の早期であるほどその危険性が高くなりますので、妊娠初期に受けた風しん抗体検査で抗体価が低い（風しんに対する免疫力が低い）方は、妊娠 20 週までは人混みを避けるなど、感染しないよう注意が必要です。

また、パートナーの方や同居のご家族で、風しんワクチンの予防接種を受けているか不明な方、風しんにかかったことが確実でない方が感染した場合、妊婦への感染の可能性もあるため、風しん抗体検査を受けてもらいましょう。

- * 京都府では、保健所及び府内の医療機関において、妊娠を希望する女性及び抗体価が低い妊婦の同居者に対し無料で風しん抗体検査を実施しています。
 - * 市町村によっては、風しん抗体価の低い方で、妊娠を希望する女性及び抗体価の低い妊婦の同居者に対し、予防接種の助成を行っている場合もあります。
- 詳しくは各市町村にお問い合わせください。

3 安心して赤ちゃんを迎えるために

● 保健師や助産師等による家庭訪問 ▶問い合わせ 市役所 町村役場

市町村では、初産婦の方や妊娠中の身体や生活に不安のある方などを対象に家庭訪問を行い、日常生活上の注意や栄養・運動・休養等についての相談を実施しています。

*実施の有無や対象については、各市町村にお問い合わせください。

● 妊娠・出産・育児相談 ▶問い合わせ 市役所 町村役場 京都府保健所

市町村や保健所では、妊娠、出産、育児、家族計画などに関する相談を受け付けています。困ったことや悩みがあれば、お気軽にご相談ください。

● 両(母)親教室を受講しましょう ▶問い合わせ 市役所 町村役場

市町村では、安心して赤ちゃんを迎えるための準備として、妊娠中の過ごし方や育児に関する教室を実施しています。子育ての仲間づくりのきっかけにもなりますので、ぜひお父さんもお母さんも受講するようにしましょう。

*対象や内容は市町村によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

● 子育て支援のワンストップ窓口「子育て世代包括支援センター」

▶問い合わせ 市役所 町村役場

妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサポートを行う窓口です。設置状況やサービスの内容は市町村によって異なりますが、保健師による訪問や育児相談、子育てひろばなどの子育て支援サービス、子育て支援情報の提供など、幅広い支援を行っています。

*設置の有無やサポート内容については、お住まいの市町村の市町村母子健康相談窓口・子育て世代包括支援センター(26～28ページ)にお問い合わせください。

4 妊娠中・出産後の労働

妊娠中から産後は心も体も特にデリケートな時期です。母子の健康を保つことができる環境を整えるため、妊産婦の労働について以下のように法律で定められています。

● 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法における 母性健康管理、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止等

- 母子保健法に定められた保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保
- 医師等の指導事項を守ることができるようにするための措置
- 妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止
- 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置の義務

● 労働基準法における母性保護規定

- 時間外労働・休日労働・深夜業の制限
妊産婦は、事業主に対し、時間外労働、休日労働、又は深夜業の免除を請求することができます。
- 危険有害業務の就業制限・軽易業務転換
事業主は、妊産婦等を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることはできません。また、妊娠中の女性は、事業主に対し、他の軽易な業務への転換を請求することができます。

● 上記措置等やマタニティハラスメントに関する相談窓口

▶ 問合わせ 京都労働局雇用環境・均等室 ☎075-241-0504

女性の活躍推進、マタハラ・セクハラ・パワハラや解雇などの相談を、一体的に受け付けている窓口です。

② 出産にかかわる給付や制度について

1 出産育児一時金と産科医療補償制度

● 出産育児一時金

▶問い合わせ 国民健康保険：市役所 町村役場
上記以外の公的医療保険：加入先の健康保険・共済組合等

妊娠4か月（85日）以上の方が出産した場合に、加入している医療保険者から一時金が支給される制度です。

● 産科医療補償制度

▶問い合わせ 産科医療補償制度専用コールセンター ☎0120-330-637

万が一、赤ちゃんが分娩に関連して重度脳性まひとなった場合、赤ちゃんのご家族の経済的負担が軽減される制度です。（分娩機関が制度に加入している場合に利用できます）

2 出産費用に不安のある方へ

● 助産制度

▶問い合わせ 市：福祉事務所 町村：京都府保健所

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯（一定の条件あり）に属する妊産婦の方が、経済的理由により入院助産を受けることができない場合で、指定の助産施設において入院分娩した際に、その費用の一部を公費負担する制度です。

* 事前に入所申込が必要です。

● 生活保護世帯の場合 ▶問い合わせ 市：福祉事務所 町村：京都府保健所

出産扶助基準額及び衛生材料費が支給されます。

3 仕事をもつ方のための手当や制度

● 出産手当金

▶問合わせ 勤務先及び加入先の健康保険・共済組合等

健康保険に加入している被保険者本人が、産前・産後に業務に就くことが出来なかった場合に、支給される手当です。

*健康保険の被扶養者の方・国民健康保険加入者の方は、制度の対象となりません。

● 産前・産後休業

▶問合わせ 京都労働局雇用環境・均等室 ☎075-241-0504

産前休業

本人の請求により、出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から取得することができます。

産後休業

出産の翌日から8週間は、業務に就くことができません。ただし、産後6週を経過し、本人が請求した場合で、医師が支障ないと認めた場合は、就業が可能となります。

● 育児休業

▶問合わせ 京都労働局雇用環境・均等室 ☎075-241-0504

1歳（父母ともに育児休業を取得し、一定の条件を満たす場合は1歳2か月）に満たない子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、育児休業が取得できます。なお、保育所等に入れないなどの場合には、育児休業は最長2歳まで延長が可能です。

● 育児休業給付金

▶問合わせ 事業所の所在地を管轄するハローワーク

雇用保険の被保険者が育児休業を取得し、一定の要件を満たした場合に支給される給付金です。

4 出産にかかわる国民年金保険料および社会保険料の免除制度

● 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

▶問合わせ 市役所 町村役場 年金事務所

国民年金第1号被保険者の方を対象に、産前産後期間（出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間、双子以上の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）の保険料が免除される制度です。なお、免除期間は保険料を納付したものととして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

*この制度は、平成31年4月分以降の保険料が対象となります。

● 産前産後休業中・育児休業中の社会保険料について

▶問合わせ 勤務先及び年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金等

産前・産後休業中、育児休業中の健康保険・厚生年金保険の保険料は、会社から年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって、本人負担分、会社負担分ともに免除されます。なお、社会保険料の免除を受けても、健康保険の給付は通常どおり受けられます。また、免除された期間分も将来受け取る年金額に反映されます。

③ 赤ちゃんが生まれたら

出産後、いよいよ赤ちゃんとの生活がスタートします。気になることや不安なことがあれば、入院先の医療スタッフや地域の母子健康相談窓口・子育て世代包括支援センター（26～28 ページ）に気軽に相談してみましょう。

1 新生児期の検査や行政保健サービス

● 先天性代謝異常等検査

▶問合わせ 京都府保健所

知らずに放置すると、やがて神経障害や、生命にかかわるような障害が発生する可能性のある生まれつきの病気を早期に発見し、治療に結びつけるための検査です。

検査は出産した医療機関等で、赤ちゃんが生まれて4～6日目に足のうらからごくわずかの血液をとって行われます。

対象は、すべての新生児となります。赤ちゃんのために、ぜひ検査を受けてください。

検査を受けるには

医療機関に備え付けの申出書に必要事項を記入し、お申し込みください。

結果の連絡

万一異常の疑いがある場合は、医療機関からご連絡いたします。特に連絡がない場合は、1 か月健診などで結果をお知らせします。（医療機関によって取り扱いが異なることがあります）

この検査のための費用

【検査料】…無料（公費負担） 【採血・指導料】…個人負担

*ただし、所得等により、採血・指導料が公費負担される世帯があります。次頁をご確認の上、該当される場合は申請してください。

採血・指導料の公費負担について

▶問合わせ 京都府保健所

対象となる世帯

以下に属する世帯の新生児は、先天性代謝異常等検査の採血・指導料が無料（公費負担）となります。

- A) 生活保護法による被保護世帯
- B) 当該年度分の市町村民税非課税世帯（当該年度の市町村民税の課税状況が判明しない場合にあっては、前年度の市町村民税非課税世帯）
- C) 前年分の所得税非課税世帯（前年分の所得税の課税状況が明らかでない場合にあっては、前々年分の所得税非課税世帯）

申請の手続き * 申請に必要な様式は、保健所に備え付けています。

- ◆ 先天性代謝異常等検査採血料無料受検票交付申請書に上記世帯であることを証明するものを添付の上、管轄の保健所に提出して、無料受検票の交付を受けてください。
- ◆ 無料受検票の交付を受けた方は、子どもが生まれたらすぐに検査の申出書に添えて医療機関に提出すると、採血・指導料は無料となります。
- ◆ 他府県の医療機関で出産された場合は、いったん医療機関で採血・指導料を支払った後、その領収書と無料受検票に請求書を添えて管轄の保健所に提出すると支払われた金額の一部が返ってきます。

赤ちゃんのうんちの色に注意しましょう

生後4か月くらいまでの赤ちゃんは、うんちの色に注意が必要です。母子健康手帳にとじ込まれている「便色カード」と赤ちゃんの便を見比べてみましょう。

* 便色カードだけでは、正常・異常の判定はできません。気になる場合は早めに医師等に相談してください。

● 新生児・低体重児の家庭訪問

▶問合わせ 市役所 町村役場

保健師・助産師などが家庭訪問を行い、赤ちゃんの体重測定や栄養・授乳・沐浴等の指導、育児相談を行います。

*赤ちゃんが入院されている場合でも、お母さんのご相談に応じることができます。

2 乳幼児期の行政保健サービス

● 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

▶問合わせ 市役所 町村役場

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師などが家庭訪問を行い、栄養や授乳・沐浴など赤ちゃんとの生活に関するアドバイスや、地域の子育て支援情報の提供、お母さんやお父さんの悩み相談などを行います。

*訪問は住民票のある市町村での実施となります。

● 乳幼児健康診査

▶問合わせ 市役所 町村役場

乳幼児期(乳児前期・後期、1歳6か月頃、3歳頃)にお子さんの発育や発達の確認、病気の発見等を目的として健康診査を行います。

● 健康相談、育児教室

▶問合わせ 市役所 町村役場

乳幼児期～就学前のお子さんやその保護者を対象に、子どもの身体計測や保健師・助産師等による育児相談、栄養士による栄養の相談などを行います。離乳食や歯の健康といった育児に役立つ教室を開催しているところもあります。

3 児童手当と医療費助成

● 児童手当

▶問合わせ 市福祉事務所 町村役場

中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。受給にあたっては申請が必要で、原則として、申請した月の翌月分から支給開始となります。

● 子育て支援医療助成制度

▶問合わせ 市役所 町村役場

出生日から中学校卒業までの期間に、お子さんが医療機関を受診した際、医療保険各法による医療費の自己負担額のうち、以下を超える額を公費で負担します。ただし、京都府の制度を基本に、お住まいの市町村で対象年齢や給付額が拡充されている場合がありますので、詳しくは市町村窓口へお問い合わせください。

自己負担額の上限

【入院】…中学校卒業まで 200円/月(1 医療機関あたり)

【通院】…3 歳未満 200円/月(1 医療機関あたり)

…3 歳以上中学校卒業まで 1,500円/月(複数の医療機関を受診した場合はその合計)

● 未熟児養育医療

▶問合わせ 市役所 町村役場

出生時体重が 2,000g 以下の場合または生活機能が未熟なまま生まれ、入院養育医療を受ける必要のある赤ちゃんについて、所得に応じて入院に必要な医療費の一部が公費負担されます。

アレルギーについて

体に必要な成分(食べ物など)や、通常ほとんど影響のない物質(ほこりなど)にも過剰に反応してしまう状態がアレルギーです。アレルギー反応は皮膚・鼻・気管支・腸など全身に起こる可能性があります。

アレルギーの病気は、アトピー性皮膚炎、気管支喘息、食物アレルギーなどがあり、お子さんがアレルギーかなと思ったら、自己判断せず、専門医の診察を受けることが大切です。適切な治療を受けることで、アレルギー症状が緩和されることがあります。

4 身近な地域の子育て支援について

1 子育てひろば(地域子育て支援拠点)

▶問合わせ 市役所 町村役場

保育所に併設や公共施設に設置された子育てに関する総合窓口です。専任の保育士等が、子育てに関するいろいろな相談を行っています。保育所に入所していない児童の保護者も利用でき、子育てサークルの支援や各種講演会、座談会なども開催し、仲間づくりのお手伝いもしています。

● 事業の内容

- ◆ 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ◆ 子育て等に関する相談・援助の実施
- ◆ 地域の子育て関連情報の提供
- ◆ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

お近くの地域子育て支援拠点はこちらから！→



2 未入园児一時保育事業

▶**問合わせ** 京都府こども・青少年総合対策室 ☎ 075-414-4301
(一社)京都府保育協会 ☎ 075-223-8960
(公社)京都市保育園連盟 ☎ 075-253-3186

京都府内の一部の保育所や幼保連携型認定こども園において、未入园児（おおむね3歳未満）の一時保育事業等を行っています。

*実施園については京都府保育協会及び京都市保育園連盟にお問い合わせください。
*利用の申込や実施内容については実施している保育施設にお問い合わせください。

3 ファミリー・サポート・センター

▶**問合わせ** 市役所 町村役場

子育ての手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）からなる会員組織で、会員同士で援助活動（有料）を行っています。市町村が設立・運営していますので、実施の有無や利用方法については各市町村のファミリー・サポート・センターにお問い合わせください。

このような時に利用できます

- ◆ 保育所までの送迎を手伝ってほしい
- ◆ 放課後に子どもを預かってほしい
- ◆ 冠婚葬祭や買い物中に子どもをみていてほしい など

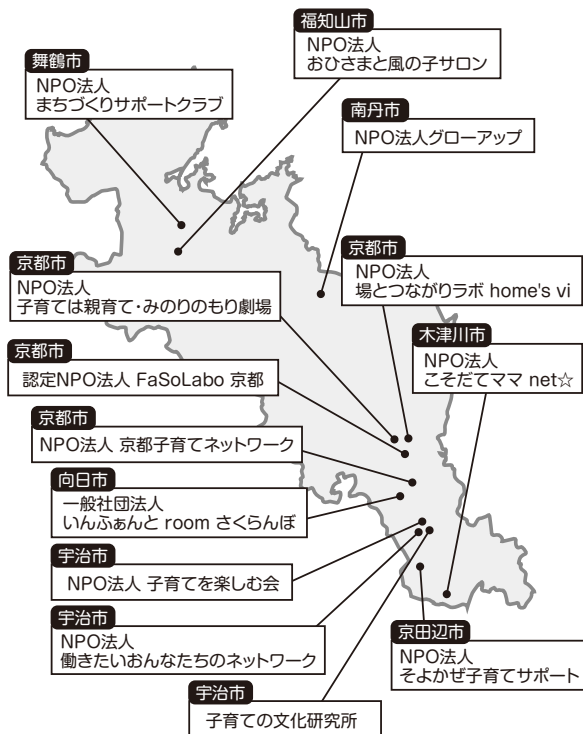
4 京都府子育て支援認証団体

▶**問合わせ** きょうと子育てピアサポートセンター ☎ 075-692-3444

京都府では、京都の子どもたちが健やかに育ち、夢や希望を叶えられるよう、結婚から出産、子育て、教育、就労まで切れ目のない施策を推進しています。その中で欠かせない重要な役割を担うのが、実際に家庭や地域で子育て支援を行う「子育て支援団体」の皆さんです。

平成28年度から京都府では、地域で子育て支援を行うとともに、府内で広域的に子育て支援活動を行う子育て支援団体を対象とした認証制度を実施しています。

● 京都府子育て支援認証団体MAP



認証団体の詳しい紹介はこちらから！→



5 障害や病気等で支援が必要な子どものために

1 日常生活や家庭での療育・育児の支援

障害のある方や病気をもつ方の日常生活を支援するため、京都府では、市町村・医療関係者・地域の支援者と連携して支援を行っています。また、各市町村では、障害者総合支援法に基づく幅広い福祉サービスが実施されています。詳しくは、お住まいの地域の福祉担当窓口（29・30 ページ）にご相談ください。

● 「たんぽぽ手帳」と「はぐくみノート」

▶問合わせ 京都府こども・青少年総合対策室 ☎ 075-414-4727

入院生活から在宅療養への移行がスムーズに行われるように作成された、在宅療養児支援連携手帳です。

家族が入院時の様子や注意事項などを退院後の支援者に正確・迅速に伝えることができる「たんぽぽ手帳」と、退院後の経過や支援内容、成長の記録などを記入する「はぐくみノート」は、ご家族と支援者をつなぐものとして、京都府内全域で利用されています。

● 保健所による健康相談、育児教室 ▶問合わせ 京都府保健所

慢性疾患をもつ児童、障害の疑いのある児童などをもつ保護者の方を対象に、家庭での看護や子育てについての相談・教室を行っています。開催している相談・教室の種類や内容については、お近くの保健所でご確認ください。

2 養育や医療費にかかわる助成

● 特別児童扶養手当 ▶問合わせ 市福祉事務所 町村役場

20 歳未満で中程度以上の障害のある児童を家庭で養育している父母または養育者に対して支給されます。（所得制限あり）

● 障害児福祉手当 ▶問い合わせ 市：市福祉事務所 町村：京都府保健所

身体や精神（知的障害を含む）に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅児童に対して支給されます。（所得制限あり）

● 自立支援医療(育成医療) ▶問い合わせ 市役所 町村役場

肢体不自由、視覚障害等身体に障害のある 18 歳未満の児童が、生活の能力を得るための手術等の治療を受ける場合に、所得に応じて医療費の一部が公費負担されます。

● 重度心身障害児(者)医療費助成制度 ▶問い合わせ 市役所 町村役場

重度心身障害のある方が医療機関で受診した際、保険診療の自己負担額が公費負担される制度です。（所得制限あり）

*市町村により、制度内容等が異なる場合がありますので、詳しくは市町村窓口へお問い合わせください。

● 療育医療 ▶問い合わせ 京都府保健所

結核にかかっている 18 歳未満の児童が入院し、あわせて学習を受けるとき、その医療費並びに学習や療養生活に必要な物品（教材、日用品など）が支給されます。

● 小児慢性特定疾病をお持ちの方へ ▶問い合わせ 京都府保健所

小児慢性特定疾病(*1)について指定医療機関で医療を受けている場合、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の一部が公費負担されます。

また、京都府では、小児慢性特定疾病をお持ちの方が安心して生活できるよう、相談窓口(*2)の設置や交流支援事業、学習支援事業等を実施しています。

開催している相談、交流支援事業等の種類や内容については、お近くの保健所でご確認ください。

その他の支援として、市町村による日常生活用具給付事業や、京都府による医療用具給付事業も実施しています。

*** 1 対象となる疾病**

悪性新生物 慢性腎疾患 慢性呼吸器疾患 慢性心疾患
内分泌疾患 膠原病 糖尿病 先天性代謝異常 血液疾患
免疫疾患 神経・筋疾患 慢性消化器疾患
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 皮膚疾患
骨系統疾患 脈管系疾患

*** 2 小児慢性特定疾病児童等自立支援員による専用相談窓口**
(京都府健康対策課内) ☎ 075-414-3714

● 特定医療費(指定難病)

▶ 問合わせ 京都府保健所

指定難病の受給者証を交付されている患者さんに対して、指定医療機関で受けたその医療費の一部が、所得に応じて公費負担されます。

● 長期療養児家庭支援事業

▶ 問合わせ 京都ファミリーハウス ☎ 080-6133-9732

小児慢性特定疾病の療養について認定を受けた児童の入院（5日以上）に付き添うため、宿泊施設（指定あり）の利用が必要となった場合、宿泊料金の一部を京都府が負担する制度です。

6 ひとり親家庭の方へのサポート

1 受けられる手当や助成

● 児童扶養手当

▶問い合わせ 市福祉事務所 町村役場

ひとり親家庭の児童、父または母が重度障害の状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、児童の父母または父母に代わって児童を養育する方に支給される手当です。(所得制限あり)

* 支給対象児童の年齢は18歳になる年の年度末までですが、中程度以上の障害のある児童は20歳未満までとなります。

● ひとり親家庭医療助成制度

▶問い合わせ 市役所 町村役場

ひとり親家庭の児童及びその親が医療機関を受診した際に、医療費の自己負担額が公費負担される制度です。(所得制限あり)

* 市町村により、制度内容等が異なりますので、詳しくは各市町村にお問い合わせください。

● 就業・生活・離婚などの相談支援

▶問い合わせ 京都府ひとり親家庭自立支援センター

南部センター ☎075-662-3773(父子専用☎075-692-3478)

北部センター ☎0773-23-2771

京都府ひとり親家庭自立支援センターでは、ひとり親家庭の方の就業や生活に関する相談などに応じ、自立に向かうための一貫した支援を行っています。

保育ルーム付きの講座やイベントなども開催しているほか、子どもを連れての相談も可能です。どうぞお気軽にご相談ください。

7 ご活用ください、京都府の子育て支援事業

1 きょうと子育てピアサポートセンター

▶問合わせ きょうと子育てピアサポートセンター ☎075-692-3444

● きょうと子育てピアサポートセンター

「子どもたちと一緒に育てる地域の仲間（＝子育てピア）」をサポートするために開設されたセンターです。

妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を行えるよう、各市町村や子育て支援団体等の関係機関と連携して支援を実施しています。

● 京都府の妊娠・出産・子育て支援情報ポータルサイト「きょうと子育てピアサポートセンター」

地域の子育て支援情報が満載！

お子さんの年代や目的に応じた情報を、スマートフォンやパソコンで簡単に検索していただけます。

こんなときに、ぜひご活用ください！

- ◆ 妊娠中や産後のサポートが知りたい！
- ◆ 地域で気軽に子育て相談を受けられる場所を教えて。
- ◆ 働きたいけど、保育所のことってどこに載ってる？
- ◆ 子どもといっしょに出かけられるイベント情報が知りたい！

きょうと子育て
ピアサポートセンター

子育てピア

検索



Facebookでも子育て情報を配信中です！

妊娠中から子育て期まで
役立つ情報を簡単に
検索できます！



2 きょうと子育て応援パスポート事業

▶ 問合わせ 京都府こども・青少年総合対策室 ☎075-414-4602

● 「きょうと子育て応援パスポート」

子ども連れでお出かけできる植物園や地域の飲食店等で様々なサービスを受けられる、子育て家庭のためのパスポートです。府内の協賛店のほか、全国の「全国共通展開協賛店舗」でも利用できます。ぜひご活用ください！



● 対象と入手方法

対象：18歳未満のお子さんや、妊娠中の方がおられる家庭

入手方法：以下の「まもっぷ」より入手いただけるほか、各市町村役場や府総合庁舎、保健所などでカードの配布も行っています。

きょうと子育て応援パスポートアプリ 「まもっぷ」が便利です！

まもっぷとは？

京都府と地域の子育て支援やまちづくりに取り組むNPOなどが共同開発したスマートフォンアプリ＆ホームページです。簡単な登録できょうと子育て応援パスポートが入手でき、トイレや授乳室の有無など、子どもと一緒に安心してお出かけできるスポット情報なども紹介しています。

きょうと子育て応援パスポートアプリ



どこで入手できるの？

右のアプリをダウンロードしてご利用ください。
ホームページ→ <https://mamopp.jp/>



iPhone



Android

3 子どもの健康管理応援サイト「ちゃいるす」

▶問い合わせ 京都府医療保険政策課 ☎075-414-4576

妊娠中の方や子育て家庭の方々が子どもの健康管理等に活用できる web サイトとスマートフォンアプリです。ご登録（無料）いただくと予防接種の記録や子どもの成長記録などを簡単に入力・共有できます。

ちゃいるす®

webサイト「ちゃいるす」(京都府こども健康情報管理システム)

ちゃいるす

検索

<http://www.chails.jp/>



スマートフォンアプリ「ちゃいるす」

子育て中に落ち着いてパソコンを触る時間が無い方におすすめです！ダウンロード方法は web サイトをご覧ください。



4 京都健康医療よろずネット

▶問い合わせ 京都府医療課 ☎075-414-4743

京都府が運営する、医療情報・医療機関検索サイトです。子どもの急病時に役立つ休日・夜間当番医の情報や今診察をしてもらえる小児科の情報などを簡単に検索できます。

<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp>



5 京の子育て応援総合融資「Tomorrow-loan」(トゥモローン)

▶ **問合わせ** 京都府こども・青少年総合対策室 ☎075-414-4602

京都府が府内の金融機関と協働して創設した、「子育てに必要な費用全般」に必要な資金を通常金利より2パーセント低い金利で融資する制度です。(限度額:200万円、期間:10年以内)



対象

申込時に府内に住所を有し、22歳以下の子どもを扶養する子育て家庭。詳しくは、協働実施金融機関の窓口までお問い合わせください。

協働実施金融機関

京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、近畿労働金庫

6 京都おもいやり駐車場利用証制度

▶ **問合わせ** 京都府健康福祉部地域福祉推進課 ☎075-414-4551

障害のある方や高齢者、妊産婦など、歩行が困難な方に利用証を交付し、車いすマークの駐車場等を利用いただく制度です。

交付対象となる方(妊産婦の場合)

母子健康手帳取得時～産後12か月までの方
(産後は乳児同乗の場合のみ)

申請方法

申請書と母子健康手帳を下記窓口にお持ちください。(即日発行)

【窓口】 京都府府民総合案内・相談センター(京都府庁内)、
家庭支援総合センター(京都市東山区)、京都府保健所

*申請書は京都府ホームページからダウンロードできます。

ホームページ: <http://www.pref.kyoto.jp/omoiyari-pp/>

*郵送での申請も受け付けています。申請書、母子健康手帳の写し、返信用切手140円分を、地域福祉推進課あてにお送りください。

8 困ったときは、ご相談ください

● 妊娠出産や育児、不妊治療に関する相談窓口

妊娠出産・不妊ほっとコール ☎075-692-3449

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時15分～午後1時15分、午後2時～4時

● 仕事と不妊治療の両立に関する相談窓口

仕事と不妊治療の両立支援コール ☎075-692-3467

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後9時
* ホームページから事前予約
（毎月第1金曜日午前9時15分～午後1時15分は予約不要）



● 休日・夜間などの急な病気の相談

小児救急電話相談 ☎#8000

* ダイヤル回線・IP電話の場合、また笠置町と南山城村の全域・西京区と伏見区の一部地域は☎075-661-5596

受付時間 午後7時～翌朝8時（年中無休）
* 土曜日（祝日・年末年始を除く）は午後3時～翌朝8時

● 育児や発達についての相談

母と子の保健相談（市町村子育て世代包括支援センター・母子健康相談窓口 京都府保健所）* 電話番号は26～29ページ

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

● 児童の福祉や発達、虐待・DVについての相談

家庭支援総合センター・児童相談所 * 電話番号は31ページ

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

児童相談所虐待対応ダイヤル「☎189（いちはやく）」
お近くの児童相談所へつながります。

受付時間 毎日 24時間

● 母性健康管理措置やマタニティハラスメント等に関する相談

京都労働局雇用環境・均等室 ☎075-241-0504

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

● 働きたい女性のための総合窓口

◆ 京都ジョブパーク マザーズジョブカフェ ☎075-692-3445

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階
京都府男女共同参画センターらら京都内

利用時間 月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

◆ 北京都ジョブパーク マザーズジョブカフェ

☎0773-22-3815（北京都ジョブパーク代表）
〒620-0045 京都府福知山市駅前町400
市民交流プラザふくちやま4階

利用時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

● ひとり親家庭の方の就業・生活相談

京都府ひとり親家庭自立支援センター

◆ 南部センター（京都ジョブパーク マザーズジョブカフェ内）

☎075-662-3773（父子専用：☎075-692-3478）

利用時間 月～土曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

◆ 北部センター（北京都ジョブパーク マザーズジョブカフェ内）

☎0773-23-2771

利用時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前9時～午後5時

9 府内の窓口一覧

● 市町村母子健康相談窓口・子育て世代包括支援センター

市町村名	窓口名	住所	管轄保健所
向日市	健康推進課 子育てコンシェルジュ (☎075-874-3687)	〒617-8772 向日市寺戸町小畑 5 番地 1 (東向日別館)	乙訓保健所
長岡京市	健康づくり推進課 長岡京子育てコンシェルジュ (☎075-955-9704)	〒617-8501 長岡京市開田 1-1-1	
大山崎町	健康課 大山崎子育てコンシェルジュ (☎075-956-2101)	〒618-8501 乙訓郡大山崎町字円 明寺小字夏目 3 番地	
宇治市	保健推進課 子育て世代包括支援 センター (☎0774-22-3141)	〒611-8501 宇治市宇治琵琶 33	山城北保健所
城陽市	保健センター すくすく親子サポート カウンター (☎0774-55-1111)	〒610-0111 城陽市富野久保田 1-1	
久御山町	子育て支援課 子育て応援センター 「はぐくみ」 (☎075-631-9904) (☎0774-45-3905)	〒613-8585 久世郡久御山町島田 ミスノ 38 番地	
八幡市	健康推進課 (☎075-983-1115)	〒614-8501 八幡市八幡園内 7 5	
	子ども・子育て支援 センターすくすくの杜 (☎075-972-1085)	〒614-8296 八幡市欽明台東 2-1	山城北保健所 綴喜分室
京田辺市	子育て支援課 子育て世代包括支援 センターはぐはぐ (☎0774-64-1376) (☎0774-64-1377)	〒610-0393 京田辺市田辺 80	

(次頁へつづく)

市町村名	窓口名	住所	管轄保健所
井手町	保健センター (☎0774-82-3385)	〒610-0302 綴喜郡井手町大字井 手小字橋ノ本13	山城北保健所 綴喜分室
宇治田原町	子育て支援課 (☎0774-88-6636) はぐ♡くむセンター (☎0774-88-6622)	〒610-0289 綴喜郡宇治田原町 大字立川小字坂口 18番地の1	
木津川市	健康推進課 子育て世代包括支援 センター宝箱 (☎0774-75-1219)	〒619-0286 木津川市木津南垣外 110番地9	山城南保健所
笠置町	保健福祉課 笠置町子育て世代 包括支援センター (☎0743-95-2301)	〒619-1393 相楽郡笠置町大字笠 置小字西通り 90-1	
和束町	福祉課 子育て世代包括支援 センター (☎0774-78-3006)	〒619-1295 相楽郡和束町大字釜 塚小字生水 14-2	
精華町	健康推進課 母子健康包括支援 センター (☎0774-95-1931)	〒619-0285 相楽郡精華町大字南 稲八妻小字北尻 70	
南山城村	南山城村 子育て世代包括支援 センター (☎0743-93-0294)	〒619-1411 相楽郡南山城村大字 北大河原小字大稲葉 4-14	
亀岡市	子育て支援課 (保健センター) (☎0771-24-5016) 子育て世代包括支援 センター BCome (☎0771-56-8085)	〒621-0805 亀岡市安町釜ヶ前 82	南丹保健所
南丹市	保健医療課 子育て世代包括支援 センター(母子保健型) (☎0771-68-0016)	〒622-8651 南丹市園部町小桜町 47	

市町村名	窓口名	住所	管轄保健所
京丹波町	健康推進課 (☎0771-86-1800)	〒622-0311 船井郡京丹波町和田 田中6番地1	南丹保健所
福知山市	子ども政策室 子育て総合相談窓口 (☎0773-24-7055)	〒620-0035 福知山市内記100	中丹西保健所
綾部市	保健福祉センター 子育て世代包括支援 センターぶくぶく (☎0773-42-0111)	〒623-0011 綾部市青野町東馬場 下15-6	中丹東保健所
舞鶴市	保健センター (☎0773-65-0065) 子どもなんでも相談窓口 (☎0773-66-2120)	〒625-0087 舞鶴市字余部下 1167	
宮津市	健康・介護課健康増進係 子育て世代包括支援 センター (☎0772-45-1624)	〒626-8501 宮津市字浜町3012 番地	丹後保健所
京丹後市	健康推進課 (☎0772-69-0350) 子育て世代包括支援 センターはぐはぐ (☎0772-69-0370)	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 691	
与謝野町	子育て応援課 子育て世代包括支援 センター (☎0772-43-9024)	〒629-2498 与謝郡与謝野町加悦 433	
伊根町	子育て世代包括支援 センター (保健センター内) (☎0772-32-3031)	〒626-0425 与謝郡伊根町字日出 646	

京都府保健所一覧は29ページをご覧ください

● 京都府保健所

保健所名	電話番号	所在地
乙訓保健所	075-933-1153	向日市上植野町馬立 8
山城北保健所	0774-21-2192	宇治市宇治若森 7-6
山城北保健所 綴喜分室	0774-63-5734	京田辺市田辺明田 1
山城南保健所	0774-72-0981	木津川市木津上戸 18-1
南丹保健所	0771-62-4753	南丹市園部町小山東町藤ノ木 21
中丹西保健所	0773-22-6381	福知山市篠尾新町 1 丁目 91
中丹東保健所	0773-75-0806	舞鶴市字倉谷 1350-23
丹後保健所	0772-62-4312	京丹後市峰山町丹波 855

● 福祉事務所及び府福祉担当公所

名称	電話番号	所在地
福知山市福祉事務所	0773-22-6111	福知山市字内記 13 の 1
舞鶴市福祉事務所	0773-62-2300	舞鶴市字北吸 1044
綾部市福祉事務所	0773-42-3280	綾部市若竹町 8 の 1
宇治市福祉事務所	0774-22-3141	宇治市宇治琵琶 33

名称	電話番号	所在地
宮津市福祉事務所	0772-22-2121	宮津市字浜町 3012 番地
亀岡市福祉事務所	0771-22-3131	亀岡市安町野々神 8
城陽市福祉事務所	0774-52-1111	城陽市寺田東ノ口 16 番地、 17 番地
向日市福祉事務所	075-931-1111	向日市寺戸町小佃 5 番地 1
長岡京市福祉事務所	075-951-2121	長岡京市開田 1 丁目 1-1
八幡市福祉事務所	075-983-1111	八幡市八幡園内 75
京田辺市福祉事務所	0774-63-1122	京田辺市田辺 80
京丹後市福祉事務所	0772-69-0300	京丹後市峰山町杉谷 691
南丹市福祉事務所	0771-68-0001	南丹市園部町小桜町 47
木津川市福祉事務所	0774-72-0501	木津川市木津南垣外 110-9
【乙訓郡】 乙訓保健所(福祉課)	075-933-1154	向日市上植野町馬立 8
【久世郡】 山城北保健所(福祉課)	0774-21-2102	宇治市宇治若森 7-6
【綴喜郡】 山城北保健所綴喜分室	0774-63-5745	京田辺市田辺明田 1
【相楽郡】 山城南保健所(福祉課)	0774-72-0208	木津川市木津上戸 18-1
【船井郡】 南丹保健所(福祉課)	0771-62-0361	南丹市園部町小山東町 藤ノ木 21
【与謝郡】 丹後保健所(福祉課)	0772-62-4302	京丹後市峰山町丹波 855

● 家庭支援総合センター及び児童相談所

名称	電話番号	所在地	管轄地域
家庭支援 総合センター	【こども相談】 075-531-9606 【DV・女性相談】 075-531-9910	京都市東山区 清水四丁目 185-1	【こども相談】 亀岡市・向日市・ 長岡京市・南丹市・ 乙訓郡・船井郡 【DV・女性相談】 府内全域
宇治 児童相談所	0774-44-3340 【DV・女性相談】 0774-43-9911	宇治市大久保町 井ノ尻 13-1	宇治市・城陽市・ 久御山町
宇治児童相談所 京田辺支所	0774-68-5520	京田辺市興戸 小毛詰 18-1	八幡市・京田辺市・ 木津川市・綴喜郡 相楽郡
福知山 児童相談所	0773-22-3623 【DV・女性相談】 0773-22-9911	福知山市 字堀小字内田 1939-1	福知山市・舞鶴市・ 綾部市・宮津市・ 京丹後市・与謝郡

きょうと育児の日



京都府では、家庭や家族の絆の大切さを改めて考えていただく機会とするため、毎月19日を「きょうと育児の日」に制定し、家族揃っての食事やお父さん方の育児参加、職場での「ノー残業デー」などを推進しています。

京都府健康福祉部こども・青少年総合対策室

きょうと子育て
ピアサポートセンター

子育てピア 検索

この健康ガイドは、
こちらからも閲覧が可能です。

